

第10回木曽川水系流域委員会へ

木曽川水系流域委員会

委員長 辻本哲郎 様

2007年11月24日

大垣市田町1-20-1

近藤ゆり子

第9回木曽川水系流域委員会(11月22日)を傍聴しての意見です。

「導水路」について、河川管理者側の説明があった後、辻本哲郎委員長はおよそ次のような発言をされました。

「これでは、どこかの要領の悪い流域委員会のように、数百回も会議をやることになってしまう」

- ① 「数百回も会議をやる」といえば、辻本委員長が言及しているのは、淀川水系流域委員会であることは明白であり、名指したも同然である。
- ② 淀川水系流域委員会を「要領の悪い流域委員会」との評価を下した。
- ③ 流域委員会の持ち方に関する委員長としての発言でこのように言及したのであるから、単なる個人的な感想では済まない、「木曽川水系流域委員長」として他の流域委員会についての評価(それも否定的な評価)を公然と口にされた。

流域委員会委員長としては、極めて不適切な発言と指弾しないわけにはいきません。辻本哲郎氏が個人として、淀川水系流域委員会に関してどのような(否定的)意見をもたれるかは自由です。しかし木曽川水系流域委員会を「仕切る」委員長として、しかも流域委員会のあり方についての委員長発言の中で、このような見解を口にされるのは見識を疑います。木曽川水系流域委員会の公正さに疑問をもたれてしまいます。

以後、このような発言、及びこうした「一つの意見」に偏った「委員会指揮」は厳に慎まれたく思います。

以上

第10回木曽川水系流域委員会へⅡ

木曽川水系流域委員会委員長 辻本哲郎 様

2007年11月27日

大垣市田町1-20-1

近藤ゆり子

第9回木曽川水系流域委員会（11月22日）を傍聴しての意見を出した後、いくつかの情報（噂？）を耳にしました。追伸です。

第9回木曽川水系流域委員会（11月22日）でのことを再掲します。

.....

「導水路」についての河川管理者側の説明があった後、その説明が長かったことにつき、河川管理者（事務方）を叱責する発言の中で、辻本哲郎委員長はおおよそ次のような発言をされました。

「これでは、どこかの要領の悪い流域委員会のように、何百回も会議をやることになってしまう」（前のペーパーで、私は「数百回」と書きましたが、記憶を戻してみると「何百回」とおっしゃったように思いました。本質に変わりはありませんが）

.....

1. 「どこかの要領の悪い流域委員会」というのは中部地整管内の流域委員会？

辻本哲郎様は、「あの発言は、淀川水系流域委員会ではなく、中部地整の他の流域委員会を念頭においたもの」というような弁明をなさったようです。「これは異な事を」と思います。

中部地整管内の会議の回数の多い流域委員会としては、土岐川庄内川流域委員会が考えられます。本委員会として13回、その他に現地視察会等がありました。土岐川庄内川流域委員会は、辻本様ご自身が委員長をなさっているのですから、これを「何百回」などと勘違いすることはありえません。また土岐川庄内川コレカラプロジェクトとしてのイベント等（オープンハウスなど）は多数回ありますが3桁には達しません。そして、土岐川庄内川流域委員会委員長である辻本様が、「オープンハウス」などを流域委員会の会議としてカウントするようなのはずれなことをされるはずがありません。

また、中部地整管内の流域委員会を念頭に事務方（河川管理者の対応）を叱責されるのであれば、中部地整管内の流域委員会について責任ある立場である中部地整河川部長が目の前に居るのですから、「どこかの流域委員会」などと言わず、明確に例を挙げて指摘されれば、妙な「誤解」を生じなかったのではないですか？

2. 何百回も会議をやる流域委員会は、「要領が悪い」ダメなものなのか？

1. で述べたように「淀川水系流域委員会のことではない、他の流域委員会のことを念頭においていた」というのは非常な無理があります。淀川水系流域委員会は、本委員会の他に

部会やWG及び（委員が積極的に参加する）関連会議を合わせて「何百回」も行われました（500回以上は確か。600回は下回る？）。他に「何百回」も会議をもった流域委員会を、私は寡聞にして知りません。

確かに会議の回数が多ければ良いというものではなく、淀川水系流域委員会には若干「要領の悪い」部分もないではなかった、と私も思っています（比較的頻回に傍聴に行きました）。しかしどの流域委員会にも「問題」はあります（辻本哲郎委員長の下での土岐川庄内川流域委員会の「問題」に関してだけでも、1つや2つの論文が書けそうに感じているくらいです）。

淀川水系流域委員会は、その検証の「レビュー委員会」も行いました。レビュー委員会は、淀川水系流域委員会の問題点も挙げましたが、総じて肯定的に評価し「要領の悪い流域委員会」というような総括はしませんでした。

ところがどういうわけか、レビュー委員会での公正な（はず、です）総括や評価と無縁に、設置者としての責任がある側（国土交通省河川局）から、「要領の悪い流域委員会」と同様な否定的評価がいくつも聞こえてきます。「川」に注目した多くの市民から積極評価された淀川水系流域委員会を「面白くない」「目障りだ」と考える河川管理者が少なからずいるようです。

辻本哲郎委員長の「要領の悪い流域委員会」発言には、そうした河川管理者側の根強い「市民敵視」感情が移入されているように感じてしまいます。

「誤解」を産む発言をされるのは大いに問題であり、そうした委員長のもとでの木曽川水系流域委員会の水準（質）に、一層の疑念を抱かせるものです。

3. 導水路の予算獲得の都合から規定されている「木曽川水系河川整備計画策定」

前3回の木曽川水系流域委員会への意見書で、私は以下のようなことを書きました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

第7回木曽川水系流域委員会への意見書より

あなたが委員長を務める（かつ傍聴者発言も確保されない）流域委員会では、開催される前から「予定の着地点」は見えてしまう・・・それは、河川法に16条の2を設け、第3項のみならず第4項をも設けて「関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じ」とした改正河川法の本来の趣旨でしょうか？

第8回木曽川水系流域委員会への意見書より

あらゆる意味において「（本来“整理縮小”の対象となっている独立行政法人・水資源機構の事業とするために）来年度予算に間に合わせるべく、木曽川水系連絡導水路を河川整備計画に位置づけることが当初から決まっている」ような木曽川水系河川整備計画策定であってはなりません。

少なくとも関係住民が「何がどう問題なのか、その問題はクリアできるのか」が、十分に理解し、納得できるようなプロセス（双方向の議論の場と相当程度の時間）が必要です。

第9回木曽川水系流域委員会への意見書より

このような形骸化した河川法第16条の2の運用をもって、河川整備計画策定を急ぐ最大の理由は、新規事業である「（徳山ダムに係る）木曽川水系連絡導水路」を来年度予算に間に合うように河川整備計画に位置づけることに他なりません（河川整備計画に位置づけられないと水資源機構事業として来年度予算がつかない）。

・・・・・・・・・・・・・・・・

最近の木曽川水系流域委員会は、ますます「河川管理者の予算要求に都合に合わせた（迎合した）流域委員会」の様相を深めています。第9回での辻本哲郎委員長の問題発言は、「こんなに一生懸命合わせてやっているのに事務方（河川管理者）は何をモタモタしているのだ！」という苛立ちからのものとお見受けしました。

辻本様が翻訳された「生命(いのち)の川」(S.ポステル/ B.リクター/共著 山岸哲/辻本哲郎/共訳 新樹社)に流れている川への思いと、「河川管理者の予算要求に都合に合わせてやるのが最優先」の木曽川水系流域委員会を主宰されることは、矛盾・背反するように私には思えます。

3. 木曽川水系河川整備計画策定は拙速であってはならない

1997年河川法改正以来、木曽川水系では、河川整備基本方針・河川整備計画策定を10年間待たされました。その間にも「みなし基本方針・整備計画」とのことで、着々とダム工事が進められ、およそ河川法16条の2の趣旨とはかけ離れた形で、指定区間の河川整備計画が策定されてきました。

私は、この10年間、特に2002年洪水以来、繰り返し中部地整河川部及び木曽川上流河川事務所に「木曽川水系河川整備基本方針・河川整備計画策定の見通しは？」と質問し続けてきました。それに何のご回答も頂けないまま（だから「こそこそ」と表現します）「識者から勉強する会」が行われ、今般の一連の手続きが始まりました。

新規事業としては最も問題となる「(徳山ダムに係る)木曽川水系連絡導水路」に関しては、昨年8月末の「導水路検討会(第6回)」でおよその方向性が出されたように説明されていました（だからこそ「アロケーションは？」と質問し続けてきました）。が、突然8月22日の「導水路検討会(第7回)」で、「分割案」なるものが浮上しました。

「ふれあい懇談会」岐阜会場では、さまざまな立場の多くの方が「徳山ダムの死んだ水を（自分が愛する）長良川には流してくれるな」とおっしゃいました。つまり、この「分割案」は地元の理解を得られてはいません。「コスト縮減のために長良川に流す」というほどに切羽詰まった財政状況なら、「建設しない」選択肢も含めて、十分に関係住民と議論を積み上げていくべきです。

繰り返します。

あらゆる意味において「(本来“整理縮小”の対象となっている独立行政法人・水資源機構の事業とするために)来年度予算に間に合わせるべく、木曽川水系連絡導水路を河川整備計画に位置づけることが当初から決まっている」ような木曽川水系河川整備計画策定であってはなりません。関係住民と意思疎通・双方向議論が十分になされ、それが流域委員会での議論に反映されることが、最低限の条件です。

木曽川水系は、象徴的な大水系です。ここでの河川整備計画策定が、「河川管理者の予算要求に都合に合わせた（迎合した）流域委員会による拙速な策定であった」と後に誹りを受けることにならないことを、切に望みます。

以上